

## 「使用済燃料対策推進協議会」について

平成27年11月20日  
経 済 産 業 省

### 1. 趣旨

原子力政策の重要課題の一つである使用済燃料対策について、安全の確保を大前提に、貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化等を官民が協力して推進するため、最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を決定したところである。

本プランに基づき、「使用済燃料対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2. 協議内容

「使用済燃料対策に関するアクションプラン」に基づき、事業者が策定する「使用済燃料対策推進計画」を確認する。また、同計画を適切にフォローアップする。

その他、使用済燃料対策を着実に進めるための対応策について、政府と事業者が協力して検討する。

### 3. 構成員

#### （1）政府側

経済産業大臣

資源エネルギー庁長官、資源エネルギー庁次長、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

#### （2）事業者側

電気事業連合会会長、9電力会社（北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株））及び日本原子力発電（株）の社長

なお、必要に応じてその他の者の参加を求める。

### 4. その他

（1）協議会に幹事会を設ける。

（2）協議会及び幹事会の庶務は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課が行う。